

都道府県・ 政令指定都市名	01 札幌市
------------------	--------

時点:平成30年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 8 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
設 置 年 月 日・根 拠	昭和59年5月12日 根拠: 札幌市内部委員会等に関する規定
長 の 役 職	市民文化局担当副市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	札幌市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成15年1月1日
構 成 員 員	10 人 (女性 5 人、男性 5 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 30 年 4 月 ~ 35 年 3 月		
名 称	第4次男女共同参画さっぽろプラン		
改定・見直しの予定時期	平成35年4月1日		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	札幌市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成14年10月7日
	施 行 日	平成15年1月1日
	最 終 改 正 日	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期: 平成 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	2:平成30年5月1日	3:その他:平成30年3月31日		
目 標 値	平成	34	年度まで	40	%	平成	年度まで	%
根 拠	第4次男女共同参画さっぽろプラン							
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律・条例・要綱に基づき設置する附属機関等							
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(87)	うち女性委員を含む審議会等数(86)	延総委員等数(1,600)	延女性委員等数(551)	女性比率(34.4)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(70)	うち女性委員を含む審議会等数(69)	延総委員等数(891)	延女性委員等数(350)	女性比率(39.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(17)	うち女性委員を含む審議会等数(17)	延総委員等数(709)	延女性委員等数(201)	女性比率(28.3)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(6)	うち女性委員を含む審議会等数(6)	延総委員等数(36)	延女性委員等数(9)	女性比率(25.0)	
目標値以外の目標設定								
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2			
	人材名簿がある場合	掲載人数	679 人	(平成 30 年 4 月現在)				
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	委員の公募(1. 有 2. 無)	1	委員選定時の事前協議制度を導入		
		そ の 他						

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード		1:平成30年4月1日	3:その他:							
	管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女 性 管 理 職 の 内 訳							
					部長相当職	次長相当職		課長相当職				
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率	(人)	うち女性数(F)	女性比率	(人)	うち女性数(H)	女性比率
本庁	計	368	29	7.9	119	5	4.2	0	0	249	24	9.6
	うち一般行政職	326	22	6.7	112	3	2.7	0	0	214	19	8.9
支庁・地方事務所等	計	620	114	18.4	204	34	16.7	0	0	416	80	19.2
	うち一般行政職	356	42	11.8	84	8	9.5	0	0	272	34	12.5
全体	計	988	143	14.5	323	39	12.1	0	0	665	104	15.6
	うち一般行政職	682	64	9.4	196	11	5.6	0	0	486	53	10.9
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	0	0	
	教育委員会	28	3	10.7	9	1	11.1	0	0	19	2	10.5

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

Table with columns for investigation code, date (1:平成30年4月1日, 3:その他), and categories (課長補佐相当職, 係長相当職) with sub-columns for total, female count, and female ratio.

問7-3 新規昇任者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing new promotion numbers by category (課長補佐相当職, 係長相当職) with sub-columns for total, female count, and female ratio.

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

Table listing consideration factors for promotion/grade advancement such as performance, recommendation, long-term training, and personal aspiration.

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing the number of examinees for promotion and grade advancement exams, including total, female count, and female ratio.

問7-6 女性公務員の採用状況(平成29年4月1日～30年3月31日)

Table showing recruitment status for female public employees by category (全体, うち上級, うち一般行政職, うち警察関係, うち上級).

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table providing details for the '札幌市男女共同参画センター' including name, date, location, management, staff, and main activities.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会	基金・基本財産額	10,000	千円
設置年月日	昭和55年04月01日	出資者	札幌市	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-1 名称等: 2. 無	加盟団体数	
問10-2 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	
問10-3 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 (内容:)		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催	}
2. 市町村職員研修会の開催	
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
4. 関係情報の収集提供	
5. 審議会等女性登用の働きかけ	
6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 :	
7. その他 (内容:)	

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 (内容:)

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	29年度予算 (千円)	30年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	295,903	333,612	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

項目の設定

Table with 2 columns: Question/Item, and Setting (○/○). Items include public works bidding, procurement bidding, and various evaluation methods.

↓ (具体的に実施している内容:○)

Table with 5 columns: Item, 問14-1, 問14-2, 問14-3, 問14-4. Lists specific implementation measures like childcare support and work-life balance.

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

Table with 3 columns: Enterprise registration/certification/award system, Enterprise registration/certification/award system, Enterprise award system. Lists implementation status for various measures.

Table with 2 columns: Name of system, and Name of system. Lists '札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業認証制度' and '札幌市ワーク・ライフ・バランスplus企業表彰制度'.

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Table with 2 columns: Status (1/2), and Name of organization. Lists '女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称'.

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

Table with 2 columns: Question/Item, and Answer. Details publication frequency and responsible departments for data collection.

問18-1 平成30年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ DVに関する広報 ・ 女性に対する暴力をなくす運動 ・ SAPPOROライフデザインカフェ ・ さっぽろ女性応援festa	パンフレット等の作成・配布 デジタルサイネージ、生活情報誌への広告掲載等 若年層を対象とする将来のライフプランやキャリアについて考えるイベント 女性が働きやすい環境づくりに向けたフォーラム	延べ200名程度 延べ300名程度	4～3月 11月 9月～10月 11月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ デートDV防止講座	若年層に向けたデートDV防止啓発の講座	約5,000人	4月～3月
4. 相談事業 ・ 配偶者暴力相談センター運営 ・ 女性のための性暴力被害相談事業	配偶者等からの暴力に関する相談 性暴力被害について相談しやすい環境の整備		4月～3月 4月～3月
5. 情報収集・提供 ・			
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・			
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 女性向けコワーキングスペースの運営	起業も含めた女性の柔軟な働き方を支援		4月～3月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		3:その他	3:その他:平成30年8月1日
議 会 名	札幌市議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。		3
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他		1
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他		
配偶者の出産			3
育児			3
家族の看護			3
家族の介護			3
疾病			3
その他	札幌市議会会議規則により運用している。第2条 議員は、事故のため出席できないとき、又は遅刻しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。		3
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条本文文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。 2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。 3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。 4. 行っていない。		4
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4

調査時点コード: 1. 平成30年4月1日現在 2. 平成30年5月1日現在 3. その他 (平成30年3月31日)

1. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	62	6	9.7	
	市町村防災会議(委員のみ)	61	6	9.8	
	2 民生委員推薦会	14	8	57.1	
	3 国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	
	4 地方社会福祉審議会	34	10	29.4	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	18	9	50.0	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	14	1	7.1	
	11 建築審査会	5	3	60.0	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	374	113	30.2	
	14 精神医療審査会	15	3	20.0	
	15 市町村国民保護協議会	56	4	7.1	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	
	17 感染症診査協議会	7	3	42.9	
	18 市町村都市計画審議会	24	8	33.3	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	50	20	40.0	
×	21 児童福祉審議会				
	22 行政不服審査会	3	1	33.3	
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	合 計	709	201	28.3	
	女性委員0の審議会数	0			

2. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	1	16.7	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	10	1	10.0	
6	固定資産評価審査委員会	9	4	44.4	
	合 計	36	9	25.0	
	女性委員0の委員会数	0			